

各 位

条件規定書に関する回答書

質問

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	－	項 目 名	質問の内容	回 答
1	1	1	3		－	事業概要	発電機をリースにて調達することは認められますか。	認めます。
2	3	1	5	(1)	⑤	事業終了後の撤去	発電施設の建設を行う上で杭の設置が必要と考えられますが、本発電事業終了時、杭の撤去も必要ですか。	質問No.39の回答をご参照ください。
3	8	2	2	2(1)	－	消化ガス発生予測量及びその性状	表2-1 消化ガス発生予測量に示されている「蒸気ボイラーへの供給量」は、既設ボイラーへの消化ガス使用量の実績から求まる供給熱量にボイラー効率を掛けて値との解釈でしょうか。また、ボイラー効率は、企画提案書の様式21号に記載ある90%の値との理解で宜しいでしょうか。	「蒸気ボイラーへの供給量」は、既設ボイラーの消化ガス使用量の実績値であり、ボイラー効率は乗じていません。
4	8	2	2	2(1)	－	消化ガスの発生予測量	「消化ガス発電買取り予定量と併せて、施設的能力から発電に用いることができる消化ガスの日最大量も提示すること」とありますが、後者は受託候補者特定基準P4 4－5に記載されている最大買取可能量と同じ意味と考えて宜しいでしょうか？また、記載する様式を御教示願います。	受託候補者特定基準に記載の最大買取可能量と同意です。 最大買取可能量は、様式第18号に記載の数値より、市が算出しますので、消化ガスの日最大量を提示していただく必要はありません。
5	8	2	2	2(1)	－	燃料化施設	燃料化施設への消化ガス供給量および燃料化施設からの温水による返還熱量は、本事業とは異なるPFI事業の契約範囲であることから、燃料化施設の効率化等は今回提案の範囲外ということの良いですか。	ご理解のとおりです。
6	8	2	2	2(1)	－	消化ガスの発生予測量	消化ガス発生量および燃料化施設への供給量は、「表2－1 消化ガス発生予測量」での数値が保証値と考えて良いですか。	あくまで実績値として記載しており、保証値ではありません。
7	8	2	2	2(1)	－	返還熱量	消化槽加温熱量および燃料化施設からの返還熱量は、「表2－2 消化槽の加温に要した熱量」での数値が保証値と考えて良いですか。	あくまで実績値として記載しており、保証値ではありません。
8	8	2	2	2(1)	－	返還熱量	返還熱量の算出方法は、循環温水流量×（送水温度-返流水温度）と考えて良いですか。	ご理解のとおりです。
9	9	2	2	2(1)	－	既設設備仕様	燃料化施設からの廃熱利用とありますが、発電設備からの温水供給方法を検討するに当たり、燃料化設備の温水回収設備に関する図面、計算書等をご提示願います。	図面については、7月5日に配付した関連資料のとおりです。 計算書については、発注時の計算書を参考として提示します（ただし、実際の燃料化施設からの返還熱量とは数値が異なりますので、取扱いにご注意ください。）。
10	10	2	2	2(1)	－	消化ガスの性状	既設の脱硫装置に関して「性能保証や改修費用等の負担は行わない」と記載がありますが、貴市はこれまでと同様な運転を継続し、表2-4の脱硫後の濃度を維持していただけたと考えて宜しいでしょうか。 また、脱硫剤の交換等は、市の業務として行っていただけのものと考えて宜しいでしょうか。	本施設は、包括委託業務により実施しており、脱硫剤の交換も包括委託業務の受注者に委ねています。 よって、脱硫後の濃度の保証はできません。
11	10	2	2	2(1)	－	消化ガス発生予測量及びその性状	既設脱硫設備での処理に関して、市は性能保証や改修費用等の負担は一切行わないとありますが、脱硫設備の維持管理は、今までと同様の基準または要領で管理が行われるとの理解で宜しいでしょうか。	質問No.10の回答をご参照ください。
12	10	2	2	2(1)	－	消化ガス性状	消化ガス中の硫化水素濃度に関する日報・月報データ等がございましたら、ご提示願います。	硫化水素濃度に関する月報データ（平成25年度～平成27年度）を提示します。

13	1 0	2	2	2(1)	—	消化ガスの性状	「消化ガス買取可能上限量」でのメタン濃度も表2－4に示されている値(平均58.4%)と考えて良いですか。	ご理解のとおりです。
14	1 0	2	2	2(1)	—	ガスタンクレベル	現状でのガスタンクの運転レベル設定値をご提示下さい。	No.2 ガスタンクのレベル調整は、燃料化施設への消化ガス供給に支障が生じない程度(約1,000m3)を下限として調整しています。また、No.3 ガスタンクのレベル調整は、約500m3を下限として調整しています。
15	1 1	2	2	3(2)	—	計量	買取消化ガス量の計量にあたりガスメーターを設置しますが、その精度について指定があればご教示下さい。	精度は、±1.0%FSとします。なお、実測による温度及び圧力補正機能付の流量計としてください。
16	1 1	2	2	3(4)	—	施設条件 消化槽加温用温水の回収	消化槽加温設備の必要な電源は既設制御盤から供給することで宜しいでしょうか。また同様に、消化槽加温設備の制御も、既設制御盤(シーケンス改造を伴う)にて行うことで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	1 1	2	2	3(4)	—	施設条件 消化槽加温用温水の回収	貴市財産となる消化槽加温設備は、事業用地外に設置した設備という理解でよろしいでしょうか。消化槽加温設備と発電設備の設備境界に関する考えがございましたら、ご教示願います	前段のご質問については、ご理解のとおりです。 後段のご質問については、事業用地から外れた部分をもって設備境界とすることを考えています。
18	1 1	2	2	3(4)	—	施設条件 消化槽加温用温水の回収	既設消化タンクの運転状況に関して、現地調査時にNo.1-2消化タンクを加温していない状況でしたが、今後も常時5槽加温を維持するとの理解でよろしいでしょうか。また、非加温の消化タンクをNo1-2から将来的に変更する可能性はございますでしょうか(例: No.3-1を加温対象から外し、No.1-2を加温するなど)? 既設消化タンクの現在の運転状況及び将来の予定をご教示願います。	改築工事などにより運用方法が変わる可能性もありますが、原則として、常時5槽加温となります。また、非加温の消化タンクをNo.1－2からNo.3－2に変更する場合があります。
19	1 1	2	2	3(4)	—	施設条件 消化槽加温用温水の回収	既存の配管サポート、電気ラックの上部に配管、電気ラックを増設しても宜しいでしょうか。	質問No.24、No.25の回答をご参照ください。
20	1 2	2	2	3(5)	①	計測・監視設備	計測・監視設備に関しては、「監視装置を機能増設すること」との記載があるため、既設の監視室に別途発電設備専用のPCを置く等の方法は不可との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	1 2	2	2	3(5)	①	計測・監視設備	計測・監視設備に関しては、「監視装置を機能増設すること」との記載があるため、消化槽加温設備の計測項目の追加や制御の追加などに関しても、既設計装盤や動力制御盤への機能増設による対応に限定されるとの理解で宜しいでしょうか。(別途、発電事業者が動力制御盤を設置し、信号のみを既設電気設備と取り合うことは不可との理解で宜しいでしょうか。)	原則として既設盤を機能増設することとしてください。ただし、熱交換器等を増設する場合については、既設と同様に現場操作盤を新設することは可能とします。
22	1 2	2	2	3(5)	—	計測・監視項目(新設)	既設監視室(汚泥棟)での監視については、既設発電機と同様に、 ①消化ガス発電施設(今回)へのガス供給量 ②消化タンク加温設備(熱交換器)への温水循環量 ③送水(発電室→熱交換器)・返流水(熱交換器→発電施設)それぞれの水温のアナログ信号4点を既設監視装置を機能増設し表示させるということで良いですか。	ご質問のアナログ信号4点及び発電設備の運転・停止状態信号を想定しています。
23	1 2	2	2	3(6)	②	消化ガス配管の取り合い箇所	消化ガス配管の取り合いは、別紙3 図面リスト、8 消化ガスフローシートに記載がありますが、事業者の提案で取り合い箇所を変える事は可能でしょうか。	原則として、条件規定書別紙3のとおりとしてください。
24	1 2	2	2	3(6)	①	ユーティリティ	発電設備から加温設備へ熱供給する温水配管の施工について、既設の配管ラックやサポートを利用させていただくことは可能でしょうか。	既設の配管ラックの強度計算等を実施し、その結果として問題がなければ利用することは可能です。

25	1 2	2	2	3(6)	⑤	ユーティリティ	受電点（引き込み柱）から発電設備までの電気配線について、既設建屋または既設ラックからサポートを利用させていただくことは可能でしょうか。	原則として、新設することとさせていただきます。
26	1 2	2	2	3(6)	—	配管の取り合い点	消化ガス配管の取り合い点について、既設No.1,2ガスタンクで利用している配管を流用することは可能ですか。この場合、既設No.1,2ガスタンク撤去工事に対して配管の撤去範囲を本事業者より提案することは可能ですか。	原則として、条件規定書別紙3のとおりとさせていただきます。
27	1 3	2	3	3(6)	—	施設条件 ユーティリティ	ドレンは市の指定する場所に排水とありますが、具体的な位置を御教示願います。	排水量に応じて検討する必要があるため、設計時に別途協議とします。
28	1 3	2	3	3(6)		施設条件 ユーティリティ	上水配管の取合点を確認するため、事業用地周辺の上水配管に関する図面をご提示願います。	上水使用量に応じて検討する必要があるため、設計時に別途協議とします。 なお、事業用地隣の余剰汚泥濃縮棟に40Aの上水配管があります。
29	1 5	2	3	5(1)	—	着工時期	「市が実施する撤去工事完了後、建設が可能となった段階で工事着工すること」の記載がありますが、工事着工時期は、建設が可能となった段階以降で、事業者が任意に決定できるとの理解で宜しいでしょうか。	着工時期は任意となりますが、条件規定書に記載のとおり、施工計画書を提出し、市の承諾を受けたうえで着工してください。
30	1 5	2	3	5(1)	—	建設に関するその他の条件	事業予定地にある消化ガスタンク等の撤去完了時期及び、事業用地周辺の消化ガス配管等の撤去範囲を御教示願います。	消化ガスタンクの撤去完了時期については、現在公告中の工事（西部水資源再生センター汚泥処理設備工事）の受注者との調整となるため、確定はしていませんが、現在想定している工程としては、No.1ガスタンクは平成29年4月末、No.2ガスタンクは平成29年9月末に撤去が完了する予定です（基礎の撤去を含む）。 消化ガス配管等の撤去範囲については、7月5日に配付した「消化ガス図面一式」中の図番9～11、13～16をご確認ください。なお、新設については、「消化ガス図面一式」中の図番2～4、7、8をご確認ください。
31	1 5	2	3	5(1)	—	関連工事	予定されているガスタンクの撤去工事の時期および期間をご提示下さい。また、杭を打設している場合、杭も撤去されると考えて良いですか。	ガスタンクの撤去時期については、質問No.30の回答をご参照ください。 杭は打設していません。
32	1 5	2	3	5(3)	—	事業予定地以外の敷地	一般平面図（汚泥処理設備全体配管配線図）には消化槽の増設用地が示されていますが、消化槽増設の具体的な計画があればご教示下さい。また、その増設用地に建築物設置を計画することは可能ですか。	消化槽の増設計画はありません。また、建築物を建設することはできません。
33	1 6	3	1	1(1)	—	消化ガスについて	「消化ガス供給量が複数年に渡り大幅な変動が生じた場合は……」とありますが、条件規定書のp.8表2-1 消化ガス発生予測量を基準とした変動との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	1 6	3	1	1(1)	—	消化ガスについて	「消化ガスが複数年にわたり大幅な変動が生じた場合は、市と事業者が協議…」とありますが、「複数年」とは何年間でしょうか。また、協議の対象となる変動幅（例：〇%以上）はどの程度でしょうか。	消化ガス供給量の状況によって異なるため、事業の実施状況を見て判断します。

35	1 6	3	1	1(1)	—	消化ガスについて	消化ガス発生量や消化槽加温熱量が大幅に変わると、年間買取り予定量が変わり、買取単価の設定を含め経営計画に大きく影響します。与条件である「表2－1 消化ガス発生予測量」「表2－2 消化槽の加温に要した熱量」より大きく変動した場合の、消化ガス買取単価・経営計画の変更を示す必要がありますか。示す必要がある場合、その条件をご提示下さい。（例：事業開始〇年後に消化ガス発生量〇%増減した場合、消化槽加温熱量が〇MJ/日増減した場合等）	消化ガス発生予測量及び消化槽の加温に要した熱量が大きく変動した場合の消化ガス買取単価・経営計画の変更は示す必要はありません。
36	1 8	3	2	1(6)	—	その他の業務	「パンフレットの作成などに協力すること」とありますが、パンフレットの原案を事業者で作成を行い、貴市で製本、複製等を行うとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	1 9	3	2	2(3)	—	業務年間報告書	「当該年度に係る業務年間報告書として、次の各号に掲げる年間報告を当該年度終了の月末までに提出すること。」とありますが、当該年度終了の月末だと、最終月の最終日のデータを反映することができないため、翌月の提出とすることで宜しいでしょうか。	運用にあたっては、速やかに提出していただく必要があります。
38	1 9	3	2	2(4)	—	業務月間報告書	「当該月に係る業務年間報告書として、次の各号に掲げる月間報告を当該月の月末までに提出すること。」とありますが、当該月の月末だと、最終日のデータを反映することができないため、翌月の提出とすることで宜しいでしょうか。	質問No.37の回答をご参照ください。
39	1 9	3	2	3	—	事業終了時の施設機能の確認	「契約を終了するときは原則として原状回復する」とありますが、杭等の地中構造物も原状回復の対象でしょうか。また、本工事において行った、既設盤の改造、機能増設についても現状回復するのでしょうか。	杭等の地中埋設物も対象です。既設盤の改造、機能増設については、影響範囲にもよりますので、別途協議することとします。
40	別紙1－1	2		(3)	—	流入水量	認可計画作成時の、流入水量・発生活泥量の想定値を公表下さい。	認可計画作成時の流入水量・発生活泥量は、あくまで計画値であり実際の値とは異なるため、公表した場合、誤解が生じる可能性があることから公表を控えさせていただきます。
41	別紙1－1	3	—	(3), (4)	—	主な規制等	敷地境界の正確な位置を御教示願います。	条件規定書図1－3に敷地境界を追加した図面を提示します。
42	別紙2	—	—	—	—	土質条件	消化タンク周辺（既設汚泥熱交換器周辺）の土質調査柱状図をご提示願います。なお、当該土質調査柱状図がない場合は、別紙2にて提示されている土質調査柱状図と同等と考えてよろしいでしょうか？	条件規定書別紙2以外の土質調査柱状図はないため、条件規定書2－1－1及び2－3－4（1）に記載のとおり調査等を行ってください。
43	別紙2	—	—	—	—	ボーリング柱状図	公表されているボーリングデータに基づいて杭工事の積算を行います。施工時に試掘した際、公表データと異なる地質であった場合、工事費の増額変更を含めた別途協議と考えて良いですか。	別途協議対象と考えていません。